

## 尼崎市の環境をまもる条例の規定に基づく大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準の一部改正について

環境基本法第 16 条の規定に基づく環境基準が改正されたため、同基準と整合性を図るため、尼崎市の環境をまもる条例(平成 12 年尼崎市条例第 51 号)第 20 条第 1 項の規定に基づく、大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について(平成 13 年尼崎市告示第 26 号)の一部を改正します。

### 1 改正内容

#### (1) 水質汚濁に係る環境上の基準の一部変更

人の健康の保護に係る環境上の基準

カドミウム 0.01mg/ℓ以下 0.003mg/ℓ以下

トリクロロエチレン 0.03mg/ℓ以下 0.01mg/ℓ以下

#### (2) 騒音に係る環境上の基準の一部変更

航空機騒音に係る環境上の基準

地域の類型 70 W E C P N L 以下 57 デシベル以下

地域の類型 75 W E C P N L 以下 62 デシベル以下

#### (3) 地下水の水質汚濁に係る環境上の基準の一部変更

カドミウム 0.01mg/ℓ以下 0.003mg/ℓ以下

トリクロロエチレン 0.03mg/ℓ以下 0.01mg/ℓ以下

#### (4) 土壌汚染に係る環境上の基準の一部変更

カドミウム 「農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること」

「農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること」

1,1-ジクロロエチレン 「検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること」

「検液 1ℓにつき 0.1mg 以下であること」

#### (5) 単位表記を国際単位系 ( S I ) に沿った単位の表記に変更

「ℓ」 「L」

### 2 改正理由

環境基本法第 16 条の規定に基づく環境基準が改正されたため、平成 12 年 3 月 29 日付、尼崎市環境審議会「尼崎市の今後の環境行政のあり方について(答申)」に基づき、環境基準と整合性を図るため、環境上の基準の一部について改正する。

\* 尼崎市環境審議会「尼崎市の今後の環境行政のあり方について(答申)」

抜粋 (H12.3.29)

「環境基本法に基づく環境基準のうち、直接人の健康にかかわらないもっぱら生活環境の保全に関するものについては、保全すべき生活環境の態様、地域の諸条件に応じて基準値が異なるものが見受けられるが、人の健康の保護に関するものについては、科学的に究明された汚染物質等の量と人の健康への影響との関係を基礎とし

て基準値が設定されるものであり、特別な場合を除いて、地域による差があるべきものではないと考えられている。こうしたことを考慮すれば、国において人の健康の保護に関する環境基準が改定された場合にあっては、尼崎市においても、原則としてそれに応じて速やかに環境上の基準を改定することが適当である。」

以 上

## 大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について

平成13年2月1日  
尼崎市告示第26号

改正 平成15年11月11日告示348

改正 平成22年3月4日告示72

改正 平成24年4月1日告示130

改正 平成 年 月 日告示 号

尼崎市の環境をまもる条例第20条第1項の規定に基づく大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準を次のとおり定めた。

- |   |          |
|---|----------|
| 1 大気の汚染に係る環境上の基準                            | 別表第1のとおり |
| 2 水質の汚濁に係る環境上の基準                            | 別表第2のとおり |
| 3 騒音に係る環境上の基準                               | 別表第3のとおり |
| 4 地下水の水質汚濁に係る環境上の基準                         | 別表第4のとおり |
| 5 土壌の汚染に係る環境上の基準                            | 別表第5のとおり |
| 6 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁<br>及び土壌の汚染に係る環境上の基準 | 別表第6のとおり |

## 別表第 1

## 大気の汚染に係る環境上の基準

物質	基準値	対象地域
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	尼崎市全域  ただし、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.02ppm以下であること。ただし、当分の間、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

備考 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

別表第 2

水質の汚濁に係る環境上の基準

(1) 人の健康の保護に係る環境上の基準

項目	基準値	対象水域
カドミウム	0.003 mg / L 以下	公共用水域
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01 mg / L 以下	
六価クロム	0.05 mg / L 以下	
砒素	0.01 mg / L 以下	
総水銀	0.0005 mg / L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
PCB	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02 mg / L 以下	
四塩化炭素	0.002 mg / L 以下	
1, 2 - ジクロロエタン	0.004 mg / L 以下	
1, 1 - ジクロロエチレン	0.1 mg / L 以下	
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.04 mg / L 以下	
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 mg / L 以下	
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006 mg / L 以下	
トリクロロエチレン	0.01 mg / L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg / L 以下	
1, 3 - ジクロロプロペン	0.002 mg / L 以下	
チウラム	0.006 mg / L 以下	
シマジン	0.003 mg / L 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg / L 以下	
ベンゼン	0.01 mg / L 以下	
セレン	0.01 mg / L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / L 以下	
ふっ素	0.8 mg / L 以下	
ほう素	1 mg / L 以下	
1, 4 - ジオキサン	0.05 mg / L 以下	

備考 1 公共用水域とは、水質汚濁防止法第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。

2 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は、適用しない。

3 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定による基準に準ずるものとする。

(2) 生活環境の保全に係る環境上の基準

水域区分	項目と基準値										水質管理区	測定基準点	
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	大腸菌群数	全窒素	全 <sup>りん</sup> 磷				
河川	1級水域	6.5以上	3mg/L以下	—	20mg/L以下	5mg/L以上	—	5,000MPN/100ml以下	—	—	武庫川	武庫川上流 武庫川下流	武庫大橋 南武橋
		8.5以下									神崎川水系	藻川 神崎川	藻川橋 左門橋
	2級水域	6.5以上	5mg/L以下	—	30mg/L以下	5mg/L以上	—	—	—	—	庄下川水系	庄下川上流 庄下川中流 庄下川下流 昆陽川	尾浜大橋 波洲橋 庄下川橋 尾浜橋
		8.5以下									蓬川水系	蓬川上流 蓬川下流	南豊池橋 琴浦橋
3級水域	6.5以上	8mg/L以下	—	50mg/L以下	3mg/L以上	—	—	—	—	神崎川水系	猪名川	戸の内橋	
運河	7.0以上	—	8mg/L以下	—	2mg/L以上	—	—	—	—	運河	—	閘門	
海域	7.8以上	—	3mg/L以下	—	5mg/L以上	検出されないこと。	50,000MPN/100ml以下	1mg/L以下	0.09mg/L以下	海域	—	尼崎港中央 尼崎港沖	

備考1 水質管理区とは、水域の特性、利水状況、下水道整備状況、工場立地、現状水質等を考慮し、市内の水域を区分したものをいう。

2 水質管理区のうち、武庫川上流は武庫川4丁目地先の潮止堰から上流、武庫川下流は当該潮止堰から下流、庄下川上流は尾浜大橋から上流、庄下川中流は尾浜大橋から波洲橋までの間、庄下川下流は波洲橋から下流、蓬川上流は南豊池橋から上流、蓬川下流は南豊池橋から下流をいう。なお、庄下川上流及び昆陽川についてはその上流河川及び水路を含むものとし、蓬川上流についてはその上流水路を含むものとする。

3 基準の適合状況については、測定基準点の水質によって判断する。

4 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

別表第3  
騒音に係る環境上の基準

(1) 一般騒音に係る環境上の基準

地域の 類型	基準値			
	道路に面する地域		その他の地域	
	昼間	夜間	昼間	夜間
A	60デシベル以下	55デシベル以下	55デシベル以下	45デシベル以下
B	65デシベル以下	60デシベル以下	55デシベル以下	45デシベル以下
C	65デシベル以下	60デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下

備考1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2 地域の類型の当てはめについては、騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（平成24年尼崎市告示第129号）に準ずるものとする。

3 Aの地域及びBの地域の道路に面する地域（道路交通騒音が支配的な音源である地域をいう。以下同じ。）とは、Aの地域及びBの地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域をいい、Cの地域の道路に面する地域とは、Cの地域のうち車線を有する道路に面する地域をいう。この場合において、車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

4 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表によらず、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間とは、次に掲げる道路のうち、2車線以下の車線を有するものにあつては道路端から15mまでの範囲をいい、2車線を超える車線を有する道路にあつては道路端から20mまでの範囲をいう。

ア 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市道（市道にあつては、4車線以上の区間に限る。）

イ 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。

2 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

3 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

(2) 航空機騒音に係る環境上の基準

地 域 の 類 型	基 準 値
	57デシベル以下
	62デシベル以下

- 備考1 地域の類型の当てはめについては、航空機騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域及び区域の指定（昭和51年兵庫県告示第1376号）に準ずるものとする。
- 2 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境上の基準

地 域 の 類 型	基 準 値
	70デシベル以下
	75デシベル以下

- 備考1 地域の類型の当てはめについては、新幹線騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域及び区域の指定（昭和51年兵庫県告示第1377号）に準ずるものとする。
- 2 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。



別表第4 地下水の水質汚濁に係る環境上の基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg / L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg / L以下
六価クロム	0.05 mg / L以下
砒素	0.01 mg / L以下
総水銀	0.0005 mg / L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg / L以下
四塩化炭素	0.002 mg / L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg / L以下
1, 2 - ジクロロエタン	0.004 mg / L以下
1, 1 - ジクロロエチレン	0.1 mg / L以下
1, 2 - ジクロロエチレン	0.04 mg / L以下
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 mg / L以下
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006 mg / L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg / L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg / L以下
1, 3 - ジクロロプロペン	0.002 mg / L以下
チウラム	0.006 mg / L以下
シマジン	0.003 mg / L以下
チオベンカルブ	0.02 mg / L以下
ベンゼン	0.01 mg / L以下
セレン	0.01 mg / L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / L以下
ふっ素	0.8 mg / L以下
ほう素	1 mg / L以下
1, 4 - ジオキサン	0.05 mg / L以下

備考 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

別表第5 土壤の汚染に係る環境上の基準

項目	基準値
カドミウム	検液1 Lにつき0.01 mg以下であり、かつ、農用地においては、米1 kgにつき0.4 mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機 <sup>りん</sup> 燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1 Lにつき0.01 mg以下であること。
六価クロム	検液1 Lにつき0.05 mg以下であること。
砒 <sup>び</sup> 素	検液1 Lにつき0.01 mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤1 kgにつき15 mg未満であること。
総水銀	検液1 Lにつき0.0005 mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る。)において、土壤1 kgにつき125 mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1 Lにつき0.02 mg以下であること。
四塩化炭素	検液1 Lにつき0.002 mg以下であること。
1, 2 - ジクロロエタン	検液1 Lにつき0.004 mg以下であること。
1, 1 - ジクロロエチレン	検液1 Lにつき0.1 mg以下であること。
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	検液1 Lにつき0.04 mg以下であること。
1, 1, 1 - トリクロロエタン	検液1 Lにつき1 mg以下であること。
1, 1, 2 - トリクロロエタン	検液1 Lにつき0.006 mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1 Lにつき0.03 mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1 Lにつき0.01 mg以下であること。
1, 3 - ジクロロプロペン	検液1 Lにつき0.002 mg以下であること。
チウラム	検液1 Lにつき0.006 mg以下であること。
シマジン	検液1 Lにつき0.003 mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1 Lにつき0.02 mg以下であること。
ベンゼン	検液1 Lにつき0.01 mg以下であること。
セレン	検液1 Lにつき0.01 mg以下であること。
ふっ素	検液1 Lにつき0.8 mg以下であること。
ほう素	検液1 Lにつき1 mg以下であること。

備考 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

別表第 6

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境上の基準

媒体	基準値	対象地域等
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く。
水質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下	公共用水域及び地下水
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下	公共用水域の水底の底質
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌を除く。

備考 1 公共用水域とは、水質汚濁防止法第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。

- 2 測定及び評価の方法、基準値等の解釈は、ダイオキシン類対策特別措置法第 7 条の規定による基準に準ずるものとする。

現 行	改 正 案																								
<p style="text-align: center;"><b>大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について</b></p> <p style="text-align: right;">平成13年2月1日 尼崎市告示第26号</p> <p>改正 平成15年11月11日告示348 改正 平成22年3月4日告示72 改正 平成24年4月1日告示130</p> <p>尼崎市の環境をまもる条例第20条第1項の規定に基づく大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準を次のとおり定めた。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1 大気汚染に係る環境上の基準</td> <td style="width: 30%;">別表第1のとおり</td> </tr> <tr> <td>2 水質汚濁に係る環境上の基準</td> <td>別表第2のとおり</td> </tr> <tr> <td>3 騒音に係る環境上の基準</td> <td>別表第3のとおり</td> </tr> <tr> <td>4 地下水の水質汚濁に係る環境上の基準</td> <td>別表第4のとおり</td> </tr> <tr> <td>5 土壌汚染に係る環境上の基準</td> <td>別表第5のとおり</td> </tr> <tr> <td>6 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境上の基準</td> <td>別表第6のとおり</td> </tr> </table>	1 大気汚染に係る環境上の基準	別表第1のとおり	2 水質汚濁に係る環境上の基準	別表第2のとおり	3 騒音に係る環境上の基準	別表第3のとおり	4 地下水の水質汚濁に係る環境上の基準	別表第4のとおり	5 土壌汚染に係る環境上の基準	別表第5のとおり	6 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境上の基準	別表第6のとおり	<p style="text-align: center;"><b>大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について</b></p> <p style="text-align: right;">平成13年2月1日 尼崎市告示第26号</p> <p>改正 平成15年11月11日告示348 改正 平成22年3月4日告示72 改正 平成24年4月1日告示130 <b>改正 平成 年 月 日告示</b></p> <p>尼崎市の環境をまもる条例第20条第1項の規定に基づく大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準を次のとおり定めた。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1 大気汚染に係る環境上の基準</td> <td style="width: 30%;">別表第1のとおり</td> </tr> <tr> <td>2 水質汚濁に係る環境上の基準</td> <td>別表第2のとおり</td> </tr> <tr> <td>3 騒音に係る環境上の基準</td> <td>別表第3のとおり</td> </tr> <tr> <td>4 地下水の水質汚濁に係る環境上の基準</td> <td>別表第4のとおり</td> </tr> <tr> <td>5 土壌汚染に係る環境上の基準</td> <td>別表第5のとおり</td> </tr> <tr> <td>6 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境上の基準</td> <td>別表第6のとおり</td> </tr> </table>	1 大気汚染に係る環境上の基準	別表第1のとおり	2 水質汚濁に係る環境上の基準	別表第2のとおり	3 騒音に係る環境上の基準	別表第3のとおり	4 地下水の水質汚濁に係る環境上の基準	別表第4のとおり	5 土壌汚染に係る環境上の基準	別表第5のとおり	6 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境上の基準	別表第6のとおり
1 大気汚染に係る環境上の基準	別表第1のとおり																								
2 水質汚濁に係る環境上の基準	別表第2のとおり																								
3 騒音に係る環境上の基準	別表第3のとおり																								
4 地下水の水質汚濁に係る環境上の基準	別表第4のとおり																								
5 土壌汚染に係る環境上の基準	別表第5のとおり																								
6 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境上の基準	別表第6のとおり																								
1 大気汚染に係る環境上の基準	別表第1のとおり																								
2 水質汚濁に係る環境上の基準	別表第2のとおり																								
3 騒音に係る環境上の基準	別表第3のとおり																								
4 地下水の水質汚濁に係る環境上の基準	別表第4のとおり																								
5 土壌汚染に係る環境上の基準	別表第5のとおり																								
6 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境上の基準	別表第6のとおり																								

別表第1 大気の汚染に係る環境上の基準 略

別表第2 水質の汚濁に係る環境上の基準

(1) 人の健康の保護に係る環境上の基準

項目	基準値	対象水域
カドミウム	0.01mg/l以下	公共用水域
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01mg/l以下	
六価クロム	0.05mg/l以下	
砒素	0.01mg/l以下	
総水銀	0.0005mg/l以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
PCB	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	
四塩化炭素	0.002mg/l以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	
チウラム	0.006mg/l以下	
シマジン	0.003mg/l以下	
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	
ベンゼン	0.01mg/l以下	
セレン	0.01mg/l以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	

別表第1 大気の汚染に係る環境上の基準 略

別表第2 水質の汚濁に係る環境上の基準

(1) 人の健康の保護に係る環境上の基準

項目	基準値	対象水域
カドミウム	<u>0.003mg/L以下</u>	公共用水域
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.05mg/L以下	
砒素	0.01mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
PCB	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
四塩化炭素	0.002mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	
トリクロロエチレン	<u>0.01mg/L以下</u>	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	
チウラム	0.006mg/L以下	
シマジン	0.003mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
ベンゼン	0.01mg/L以下	
セレン	0.01mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	

ふっ素	0.8 mg / ℓ以下
ほう素	1 mg / ℓ以下
1, 4 - ジオキサン	0.05 mg / ℓ以下

- 備考 1 公共用水域とは、水質汚濁防止法第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。
- 2 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は、適用しない。
  - 3 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定による基準に準ずるものとする。

(2) 生活環境の保全に係る環境上の基準

水 域 区 分	項 目 と 基 準 値									水 質 管 理 区			測 定 基 準 点
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	n-ヘキサリン抽出物質 (油分等)	大腸菌群数	全窒素	全磷				
河 川	1 級 水域	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	—	20mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	5,000MPN/100ml以下	—	—	武庫川 武庫川上流 武庫川下流	武庫大橋 南 部 橋	武庫大橋 南 武 橋
		2 級 水域	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	—	30mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	—	—	神崎川 水 系	養 川 神 崎 川 左 門 橋	養 川 左 門 橋
	庄下川 水 系										庄下川上流 庄下川中流 庄下川下流 昆 崙 川 尾 浜 橋	尾 浜 大 橋 波 洲 橋 庄 下 川 橋	尾 浜 大 橋 波 洲 橋 庄 下 川 橋
3 級 水域	6.5以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	—	50mg/ℓ以下	3mg/ℓ以上	—	—	—	—	神崎川 水 系	霧 名 川	戸の内橋	
運 河	7.0以上 8.3以下	—	8mg/ℓ以下	—	2mg/ℓ以上	—	—	—	—	運 河		前 門	
海 域	7.8以上 8.3以下	—	3mg/ℓ以下	—	5mg/ℓ以上	検出されないこと。	50,000MPN/100ml以下	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下	海 域		尾崎橋中央 尾崎港沖	

- 備考 1 水質管理区とは、水域の特性、利水状況、下水道整備状況、工場立地、現状水質等を考慮し、市内の水域を区分したものをいう。
- 2 水質管理区のうち、武庫川上流は武庫川4丁目地区の離水層から上流、武庫川下流は当鉄橋中流から下流、庄下川上流は尾浜大橋から上流、庄下川中流は尾浜大橋から波洲橋までの間、庄下川下流は波洲橋から下流、養川上流は前養橋から上流、養川下流は前養橋から下流をいう。なお、庄下川上流及び昆崙川についてはその上流河川及び水層を含むものとし、養川上流についてはその上流水層を含むものとする。
- 3 基準の適合状況については、測定基準点の水質によって判断する。
- 4 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定による基準に準ずるものとする。

ふっ素	0.8 mg / L以下
ほう素	1 mg / L以下
1, 4 - ジオキサン	0.05 mg / L以下

- 備考 1 公共用水域とは、水質汚濁防止法第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。
- 2 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は、適用しない。
  - 3 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定による基準に準ずるものとする。

(2) 生活環境の保全に係る環境上の基準

水 域 区 分	項 目 と 基 準 値									水 質 管 理 区			測 定 基 準 点
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	n-ヘキサリン抽出物質 (油分等)	大腸菌群数	全窒素	全磷				
河 川	1 級 水域	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	—	20mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	5,000MPN/100ml以下	—	—	武庫川 神崎川 水 系	武庫川上流 武庫川下流	武庫大橋 南 武 橋
		2 級 水域	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	—	30mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	—	—	庄下川 水 系	庄下川上流 庄下川中流 庄下川下流 昆 崙 川 尾 浜 橋	尾 浜 大 橋 波 洲 橋 庄 下 川 橋
	蓬川 水 系										蓬川上流 蓬川下流	南豊池橋 琴 浦 橋	南豊池橋 琴 浦 橋
3 級 水域	6.5以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	—	50mg/ℓ以下	3mg/ℓ以上	—	—	—	—	神崎川 水 系	霧 名 川	戸の内橋	
運 河	7.0以上 8.3以下	—	8mg/ℓ以下	—	2mg/ℓ以上	—	—	—	—	運 河		前 門	
海 域	7.8以上 8.3以下	—	3mg/ℓ以下	—	5mg/ℓ以上	検出されないこと。	50,000MPN/100ml以下	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下	海 域		尾崎橋中央 尾崎港沖	

- 備考 1 水質管理区とは、水域の特性、利水状況、下水道整備状況、工場立地、現状水質等を考慮し、市内の水域を区分したものをいう。
- 2 水質管理区のうち、武庫川上流は武庫川4丁目地区の離水層から上流、武庫川下流は当鉄橋中流から下流、庄下川上流は尾浜大橋から上流、庄下川中流は尾浜大橋から波洲橋までの間、庄下川下流は波洲橋から下流、養川上流は前養橋から上流、養川下流は前養橋から下流をいう。なお、庄下川上流及び昆崙川についてはその上流河川及び水層を含むものとし、養川上流についてはその上流水層を含むものとする。
- 3 基準の適合状況については、測定基準点の水質によって判断する。
- 4 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定による基準に準ずるものとする。

別表第3 騒音に係る環境上の基準

(1) 一般騒音に係る環境上の基準 略

(2) 航空機騒音に係る環境上の基準

地域の類型	基準値(単位 WECPNL)
	70以下
	75以下

(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境上の基準 略

別表第4 地下水の水質汚濁に係る環境上の基準

項目	基準値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下

別表第3 騒音に係る環境上の基準

(1) 一般騒音に係る環境上の基準 略

(2) 航空機騒音に係る環境上の基準

地域の類型	基準値
	57デシベル以下
	62デシベル以下

(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境上の基準 略

別表第4 地下水の水質汚濁に係る環境上の基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下

テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

備考 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

別表第5 土壌の汚染に係る環境上の基準

項目	基準値
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
りん 有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。

テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

別表第5 土壌の汚染に係る環境上の基準

項目	基準値
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき <u>0.4mg以下</u> であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
りん 有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。



ひ 砒素	検液 1 ℓにつき 0.01 mg 以下であり、かつ、農 用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1 ℓにつき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 ℓにつき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 ℓにつき 0.002 mg 以下であること。
1, 2 - ジクロロエタン	検液 1 ℓにつき 0.004 mg 以下であること。
1, 1 - ジクロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.02 mg 以下であること。
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.04 mg 以下であること。
1, 1, 1 - トリクロロエタン	検液 1 ℓにつき 1 mg 以下であること。
1, 1, 2 - トリクロロエタン	検液 1 ℓにつき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.01 mg 以下であること。
1, 3 - ジクロロプロペン	検液 1 ℓにつき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1 ℓにつき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1 ℓにつき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 ℓにつき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 ℓにつき 0.01 mg 以下であること。

ひ 砒素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農 用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
1, 2 - ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること。
1, 1 - ジクロロエチレン	検液 1 L につき <u>0.1 mg 以下</u> であること。
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること。
1, 1, 1 - トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1, 1, 2 - トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
1, 3 - ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。

セレン	検液 1 ℓにつき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 ℓにつき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1 ℓにつき 1 mg 以下であること。

備考 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定による基準に準ずるものとする。

別表第 6

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境上の基準

媒体	基準値	対象地域等
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く。
水質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/ℓ以下	公共用水域及び地下水
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下	公共用水域の水底の底質
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌を除く。

セレン	検液 1 Lにつき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 Lにつき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1 Lにつき 1 mg 以下であること。

備考 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定による基準に準ずるものとする。

別表第 6

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境上の基準

媒体	基準値	対象地域等
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く。
水質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下	公共用水域及び地下水
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下	公共用水域の水底の底質
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌を除く。